

令和 7 年度 第 3 回 湯梨浜町農業委員会定例総会議事録

開 催 年 月 日	令和 7 年 6 月 1 0 日 (火) 午後 2 時 5 5 分			
開 催 場 所	湯梨浜町役場別館 第 3 会議室			
出 席 委 員 (9 名)	1 番 土海 政信 委員	2 番 下田 健一 委員	3 番 尾川 寛信 委員	4 番 山田 隆雄 委員
	5 番 長谷川 誠一 委員	6 番 山下 和子 委員	7 番 渡邊 由佳 委員	8 番 清水 武敏 委員
	9 番 横川 力 委員			
欠 席 委 員 (3 名)	1 0 番 中村 弘明 委員	1 1 番 蔵本 孝広 委員	1 2 番 山上 真治 委員	
出 席 推 進 委 員 (7 名)	1 3 番 赤井 保 推進委員		1 5 番 松本 勝男 推進委員	1 6 番 山本 正義 推進委員
	1 7 番 伊藤 文夫 推進委員	1 8 番 岡本 章 推進委員	1 9 番 音田 孝好 推進委員	2 0 番 倉本 哲男 推進委員
欠 席 推 進 委 員 (1 名)	1 4 番 河井 勝重 推進委員			
職 務 の た め 出 席 し た 職 員	事務局長 吉野 和男 副主幹 中村 武史			
提 案 議 案	第 8 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について 第 9 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について 第 10 号議案 農用地利用集積等促進計画の策定について			
報 告 事 項	なし			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局	それでは定刻となりましたので、ただ今から令和 7 年度第 3 回農業委員会の定例総会を開会します。 はじめに、農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。 本日の先導役は、議席番号 4 番の山田隆雄委員です。よろしくお願いします。 (農業委員会憲章の唱和) ありがとうございます。ご着席ください。 それでは開会にあたりまして、長谷川会長からごあいさつをいただきます。 (長谷川会長あいさつ 中略) ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告をします。 農業委員の現員数 12 人に対し、ただ今の出席委員は 9 人であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。 次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により、会長が議長となります。それでは、長谷川会長より進行をお願いします。
農業委員会憲章 唱和	山田委員 事務局	
	長谷川会長 事務局	
2 議事録署名委員の指名	長谷川会長（議長）	本日の会議の日程は、お手元に配布のとおりでございます。ご確認願います。それでは進行させていただきます。 日程 2.「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。このことについてお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認めさせていただきます。それでは議事録署名委員には、議席番号 3 番の尾川寛信委員、議席番号 4 番の山田隆雄委員、両名を指名させていただきますのでよろしくお願い致します。なお、会議書記におきましては、事務局をお願いを致します。
3 議事	(議長)	本日は、報告事項はございません。日程 3.議事に移ります。議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局より説明してください。
議案第 8 号		
農地法第 3 条の規定による許	事務局	会議書 2 頁です。議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。

可申請について		次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。 (資料は 2-1 頁,2-2 頁) 番号 1 譲渡人は、はわい長瀬●●。譲受人は、はわい長瀬●●。土地の所在は、はわい長瀬——と——の 2 筆で、地目は、ともに台帳、現況、利用状況いずれも田。面積は、記載のとおりです。権利取得後の経営面積は、56 アールで、売買による所有権移転です。 頁をめくっていただき、2-1 頁が——の航空写真の位置図です。右側に赤色で 1 と示しています。次の 2-2 頁が——の航空写真の位置図です。左側に赤色で 2 と示しています。番号 1 は以上です。 再度、2 頁をお願いします。 (資料は 2-3 頁) 番号 2 譲渡人は、大阪府豊中市の●●。譲受人は、田畑●●。土地の所在は、大字田畑——。地目は、台帳 田。現況、利用状況は畑。面積は 543 m²です。権利取得後の経営面積は 15 アールで、親戚間の贈与による所有権移転です。頁をめくっていただき、2-3 頁が航空写真の位置図です。左側のほうに赤色で示しています。番号 2 は以上です。 再度、2 頁をお願いします。 (資料は 2-4 頁) 番号 3 譲渡人は、埼玉県志木市の●●。譲受人は、倉吉市大平町の●●。土地の所在は、大字佐美——。地目は、台帳、現況、利用状況いずれも畑、面積は 204 m²です。権利取得後の経営面積は 2 アールで、贈与による所有権移転です。なお、この譲受人は初めての農地所得で、譲り受けた農地は自家用野菜を栽培されます。農機具は有で、具体的には、農具のクワとカマです。取得面積が 204 m²と小規模ですので、クワとカマのみでも営農できると判断しています。 頁をめくっていただき、2-4 頁が航空写真の位置図です。下のほうに赤色で示しているのが、取得する農地です。その隣接地の青色で囲っているところが、地目は宅地で、地権者は農地と同じ●●でありましたが、この宅地建物については、先般、●●が購入されたものです。この宅地建物は、当面はセカンドハウス、別荘として使用されます。この度、この宅地に隣接する申請地の農地を譲り受け、自家用野菜を栽培される予定です。なお、現住所である倉吉市大平町は、倉吉駅の北側に位置し、車で 5 分もあれば行き来できるようです。番号 3 は以上です。
---------	--	---

議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について	(議長) 渡邊委員 事務局 (議長) (議長) 事務局	以上、この 3 件の申請につきましては、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。 説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 番号 1 の案件について、譲受人●●は、以前は——で農地を借用しているにも関わらず、放置して所在不明になっている人ではないでしょうか。そのような人が農地を取得することは問題であると思います。 (退席して確認) 同姓同名であり、この案件の譲受人●●は、別人であります。 わかりました。そうであれば異議はありません。 その他に質疑はございますか。 質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり議決致します。 次に、議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、本日は、3 件の案件がございます。案件ごとに説明と現地調査委員の報告をいただきます。質疑は一括してお受けします。それでは、番号 1 の案件について、事務局より説明してください。 会議書 3 頁です。議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。 次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。 (資料は、3-2 頁～3-6 頁) 番号 1 土地の所在は、大字橋津——。地目は、畑。転用面積は、372 m²です。転用計画の用途は住宅用地で、施設概要は、一般住宅。建築面積は、93.78 m²です。譲受人は、宇野●●。譲渡人は、岡山県倉敷市の●●です。契約内容は、売買による所有権移転です。立地基準の判定に係る農地区分は、第 3 種農地です。区分決定根拠は、住宅等が連たんする区域内にある農地と判断できるためです。許可根拠規定は、第 3 種農地であるため、原則許可です。なお、このことについては、事前に許可権者である県とも協議済です。都市計画区分は、非線引きの都市計画区域
---	--	--

		内で、公共投資、有です。 事業内容は、一般住宅 1 棟の建築。申請地の南東側一部は、家庭菜園用スペースとして利用されます。多いところで、高さ 80 cmから 1mの真砂土で盛土造成を行います。住宅建築部分の南側及び東側には、コンクリートブロック壁を 4 段から 7 段設置され、敷地内の土砂や雨水の流出を防ぐ対策を取るものです。農業振興地域整備計画において農用地からは除外済み。土地改良区の意見書が添付されています。南側隣接農地耕作者の同意書が添付されています。 頁をめくって頂き、3-2 頁が航空写真の位置図です。中央少し左側付近に赤色で囲っている箇所です。 次の 3-3 頁が現地の写真です。2 枚の写真とも申請地を西側から撮影しています。奥のほうに、茶色の農業用倉庫が見えていますが、この倉庫も面積に入ります。また、この写真の下に、括弧書きで、地目が宅地の——、——を併せて 3 筆を撮影と記載しています。その説明は次の 3-4 頁をご覧ください。 3-4 頁が公図です。縦に見ていただきますが、申請地の農地転用部分は黄色で囲っています。水路を青色、道路を茶色で示しています。申請地の隣接右上の——、左側の——を赤色で囲っています。この 2 筆の地目は、宅地です。転用面積は、——の畑の部分ですが、住宅を建てる、いわゆる事業を行う面積については、この赤色、宅地部分も含めた形で建築を行われます。この 2 筆の宅地部分の所有者も●●です。参考までに、——の面積は、8.92 m²。——の面積は、17.67 m²です。申請地周辺の台帳地目を記載しています。申請地に隣接する南側の——の畑、この農地の耕作者の同意書が添付されています。 次の 3-5 頁が土地利用計画図です。上側が北の方角になります。申請地及び 2 筆の宅地部分を含めた範囲を黄色の線で囲っています。給水線は緑色、下水線は赤色で示しており、ともに西側に隣接する町道に埋設の上水道、下水道本管につなげます。雨水は、青線で示しており、最終的に西側に隣接する町道の側溝に流す計画です。建築部分の南側と東側に、白と黒の長方形で図示してありますが、コンクリートブロックを 4 段、5 段、7 段設置し、建築部分の土砂や雨水の流れを止める措置を取られます。ブロック壁の外側、右下のとがった部分については、家庭菜園スペースとして、現状のままで耕作、使用される予定です。 次の 3-6 頁が建築する住宅の四方から見た立面図です。平屋の住宅になります。 以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無い
--	--	---

	(議長)	ことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。説明は以上です。
	山下委員	説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 6 番の山下和子委員より報告をしてください。
	(議長)	申請地は、土砂の流出防止対策がとられ、周辺農地への支障もないようですので、この転用計画を認めることについて問題はないことを委員全員で確認しました。以上です。
	事務局	質疑は、3 案件の説明、調査報告後に一括してお受けします。次に、番号 2 の案件について、事務局より説明してください。
		再度、3 頁をお願いします。
		(資料は、3-7 頁～3-12 頁)
		番号 2 土地の所在は、はわい長瀬——。地目は、田。転用面積は、128 m ² です。転用計画の用途は住宅用地で、施設概要は、建売住宅。建築面積は、46.37 m ² です。譲受人は、島根県出雲市に本社を置く、●●株式会社。鳥取県内では、鳥取市や米子市に支店があります。譲渡人は、兵庫県西宮市の●●と●●の共有地です。契約内容は、売買による所有権移転です。建売住宅での申請ですので、●●株式会社が家を建築して販売をするものです。立地基準の判定に係る農地区分は、第 3 種農地です。区分決定根拠は、住宅等が連たんする区域内にある農地と判断できるためです。許可根拠規定は、第 3 種農地であるため、原則許可です。なお、このことについては、事前に許可権者である県とも協議済です。都市計画区分は、非線引きの都市計画区域内で、公共投資、有です。
		事業内容は、建売住宅 1 棟の建築。高さ 25 cm の真砂土で盛土造成を行います。北側の隣地境界線には、コンクリートブロック壁を 2 段設置されます。農業振興地域整備計画において農用地からは除外済み。土地改良区の意見書が添付されています。隣接農地はありません。
		頁をめくって頂き、3-7 頁が航空写真の位置図で、中央上側に赤色で囲っている箇所です。
		次の 3-8 頁が現地の写真です。左の写真は、北東側から、右の写真は、南西側から撮影しています。この写真では、雑草が生い茂っていますが、昨日までに草刈をされています。本日の現地調査において確認済であることを申し添えます。
		次の 3-9 頁が公図です。縦に見ていただきますが、申請地は黄色で囲っています。水路を青色、道路を茶色で示しています。申請地周辺の台帳地目を記載しています。隣接する農地はありません。

		ん。 次の 3-10 頁が土地利用計画図です。上側が北の方角になります。申請地を黄色の線で囲っています。上水は緑色、下水は赤色で示しており、ともに南側に隣接する町道に埋設の上水道、下水道本管につなげます。雨水は、青線で示しており、最終的に南側に隣接する町道側溝に流す計画です。 次の 3-11 頁が建築する住宅の 1,2 階の平面図、次の 3-12 頁が四方から見た立面図です。この記載の家を建築したうえで、販売されるものです。 以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、隣接する農地も無く、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。説明は以上です。 (議長) 説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 18 番の岡本 章推進委員より報告をしてください。 岡本推進委員 申請地は、宅地等に囲まれた農地であります。周辺に農地はありませんので、農地への支障もありません。よって、この転用計画を認めることについて問題はないことを委員全員で確認しました。以上です。 (議長) 事務局 次に、番号 3 の案件について、事務局より説明してください。 3-1 頁をお願いします。 (資料は、3-13 頁～3-21 頁) 番号 3 土地の所在は、大字田後——、——、——の 3 筆。地目は、3 筆とも田。転用面積は、3 筆合計で 3,659 m²です。3,000 m²を超える転用申請ですので、県の常設審議委員会に諮る案件になります。転用計画の用途は公的施設用地で、施設概要は、その他公的施設用地、具体的には、保育所型認定こども園の新設です。建築面積は、1,399.41 m²です。この土地の契約内容は、売買ではなく、賃借権の設定になります。借受人は、鳥取市の株式会社●●。鳥取県内では、現在、鳥取市に 2 園、米子市に 1 園のこども園の経営をされています。貸渡人は、——番と——番の 2 筆の地権者が、京都府宇治市の●●。——番の地権者が東京都世田谷区の●●です。契約内容は、賃借権の設定です。立地基準の判定に係る農地区分は、第 2 種農地。区分決定根拠は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地と判断できるためです。許可根拠規定は、集落接続
--	--	--

		であると判断しています。なお、このことについては、事前に許可権者である県とも協議済です。都市計画区分は、非線引きの都市計画区域内で、公共投資、有です。 事業内容は、保育所型認定こども園の新設。施設規模は、園児 153 人です。0 歳児から 5 歳児まで、記載の規模です。記載はありませんが、事業の目的として、申請地域及びその周辺地域は、近年宅地化の進行により、子育て世代の転入等が多いこと、さらには、女性の社会進出の増加に伴い、保育需要は見込まれるとして今回計画されています。参考までに、湯梨浜町の——地域には、現在認定こども園が 3 園ありますが、この 3 園の特に、3 歳以下の受入れの余力がない状況にあることを申し添えておきます。記載はありませんが、開園は、令和 8 年 4 月予定で、令和 8 年 4 月の受入定員は、0 歳児から 5 歳児全体で、75 名で計画されます。以降、徐々に受入定員を増やされ、令和 12 年 4 月には、施設規模である 153 人の受入定員にされる計画です。駐車場は、送迎バス区画を含め、22 区画。園庭は、576.71 m²。出入口を除く周囲を高さ 1m または 2m の L 型擁壁を設置し、その上に高さ 1.5m のフェンスを設置されます。南側隣接地に農地、水田が残りますが、その境界線には、高さ 2m の L 型擁壁を設置し、その上に高さ 1.5m のフェンスを設置されます。表土すきとりは、場所にもよりますが、最大で 30 cm。盛土造成は、場所にもよりますが、最大で約 1m です。路面はアスファルト舗装です。農業振興地域整備計画において農用地からは除外済み。土地改良区の意見書が添付されています。南側隣接農地耕作者の同意書が添付されています。 頁をめくって頂き、3-13 頁をお願いします。こちらが航空写真の位置図で、中央付近に赤色で囲っている 3 筆です。 次の 3-14 頁が現地の写真です。上の写真は、南西側から、下の写真は、南東側から撮影しています。面積規模が大きいので、写真 2 枚をつなげています。つなぎ目部分が上手にできていませんが、ご了承ください。 次の 3-15 頁が公図です。縦に見ていただきますが、申請地は黄色で囲っています。水路を青色、道路を茶色で示しています。申請地 3 筆のうち、——番は、台帳地目は田ですが、現況は畑であり、利用権設定により、これまで地域の農業者が耕作されていました。——番と——番は、現況も田で、利用権設定により、これまで地域の担い手が耕作されていました。この度のこども園新設計画により、3 筆とも合意解約がなされています。申請地の南側、——番が農地、水田として残ります。この地権者と耕作者の同意書が添付されています。また、この——番については、
--	--	--

		転用許可が出された際には、すぐに、こども園新設工事に入られます。水稻作付けをされた場合には、以後の営農に支障が生じることから、転用申請者と耕作者の間で、令和 7 年においては休耕することを合意されています。その分の所得補償を転用申請者においてされるよう確認しています。 次の 3-16 頁が周辺農業用水路の系統図です。冒頭申し上げましたが、この転用案件は、常設審議委員会に諮る案件です。その際に求められる資料の一つですので、この場でも示させていただきました。要するに、転用することによって、周辺の農地の水の流れに影響はないことを示すものです。申請地の南側隣接の田には、現在においても西側の水路から——番の宅地の下に埋設のパイプを通して取水され、東側の道路の下を通して水路に排水しており、この形状はそのまま残します。申請地の北側の東西に走っている水路、この水路は土水路です。この土水路の北側に三角形の現況が畑の農地があります。家庭菜園の畑として利用されています。ただし、この土水路は、現状、土が溜まっており、水の流れがありません。こども園新設工事において、溜まった土を除去して、水路と申請地の境界線に L 型擁壁を設置されます。これにより、水が流れるよう対策を取られます。その他周辺の水路については、影響はありません。 水路とは関係ありませんが、先ほどの説明で、駐車場は、送迎バス区画を含めて 22 区画設置すると申し上げました。22 区画では少ないと感じられると思います。転用申請者は、●●店が系列会社になるようです。全保護者が来園するイベント、例えば、参観日、バザー、祭りなどの際には、●●店の北側駐車場や西側駐車場を有効利用される計画であることを申し添えておきます。 次の 3-17 頁が土地利用計画図です。上側が北の方角になります。申請地を黄色の線で囲っています。上水は緑色で示しており、西側の町道から引き込みます。下水線は赤色で示しており、東側の町道に埋設の下水道本管につなげます。雨水は、青線で示しており、申請地内の北側、南側、東側の L 型擁壁の内側に、新たに設置する U 字溝、道路側溝を経由して、北東側隅、右上隅に集水桝を設置し、最終的に隣接する水路に流す計画です。 また、施設の入口は西側から、出口は北東側とし、施設内の車の導線を一定方向にされます。冒頭申し上げましたが、出入口を除く周囲を高さ 1m または 2m の L 型擁壁を設置し、その上に高さ 1.5m のフェンスを設置されます。特に、南側隣接地に農地——番の水田が残りますが、その境界線には、高さ 2m の L 型擁壁を設置し、その上に高さ 1.5m のフェンスを設置され、周辺
--	--	--

		の農地などに雨水が流れ出ないよう対策を取られます。 これら説明した内容は、次の 3-18 頁、3-19 頁に造成計画断面図として示されていますので、ご確認ください。説明は省略させていただきます。 次の 3-20 頁が建築する園舎の平面図です。玄関は、北側中央です。0 歳児から 5 歳児までの保育室の設置、その他記載のとおりの間取りです。 次の 3-21 頁が四方から見た立面図です。木造平屋です。 最後に、記載はありませんが、この事業計画については、開発行為の事前協議も実施され、農地転用許可と合わせて、許可が見込まれています。また、こども園の事業認可については、施設建築後に、鳥取県の認可が見込まれています。さらに、国費と町費を併せた補助金も交付される予定で、令和 7 年 4 月 4 日付で、補助金交付の内示が出されていることを申し添えておきます。 以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。説明は以上です。 説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 4 番の山田隆雄委員より報告をしてください。 申請地は、隣接農地への雨水対策をはじめ万全な対策が取られます。周辺農地への支障もないようですので、この転用計画を認めることについて問題はないことを委員全員で確認しました。以上です。
	(議長)	
	山田委員	
	(議長)	
	赤井推進委員	以上で、3 案件の説明及び現地調査委員の報告を終わります。これより、3 案件について一括して質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 番号 3 の案件について、国も関与されているようですので構いませんが、子どもの施設、保育園や学校などは、遊戯場から離れたところでないと設置できないと聞いたことがあります、今は大丈夫なのでしょうか。
	事務局	
	(議長)	
	松本推進委員	県の段階で、認可見込とされていますので、その関係はクリアされているものと思います。 今の話しは、反対の場合でないかと思います。既にこども園があるところの近くに、新たに遊戯場を設置する場合には規制があるのだと認識しています。 調べてみました。保育園施設の敷地から 50m 以内の距離には、パチンコ店などの風俗営業は許可されません。とあります。

4 その他	(議長)	説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。議案第 10 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 10 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」は、原案のとおり意見決定を致します。以上で議事を終わります。
	(議長)	それでは、日程 4.その他に移ります。
	事務局	(1) 6 月農家相談会の日程について、説明してください。 ○ 6 月農家相談会の日程について 6 月 19 日 (木) 午前 9 時～正午 担当：⑫山上真治 委員、①土海政信 委員、⑬赤井 保 推進委員
	(議長) 事務局	(2) 6 月各部会の日程について、説明してください。 ○ 6 月各部会の日程について 日時等は空欄にしています。各部長さんのほうでお願いします。 ⇒協議の結果、次のとおり開催決定 農政・担い手部会 6 月 24 日 (火) 午前 10 時～ 役場第 3 会議室 農地対策部会 6 月 24 日 (火) 午前 10 時～ 役場第 6 会議室
	(議長) 事務局	(3) 7 月定例総会の日程について、説明してください。 ○ 7 月定例総会の日程について 7 月 10 日 (木) 午後 3 時～ 現地調査委員：長谷川 会長、土海 会長職務代理 ⑦ 渡邊由佳 委員、⑧ 清水武敏 委員、⑨ 音田孝好 推進委員 ※当日定例総会前に、「湯梨浜町プロフェッショナル人材マッチング事業説明会」を開催 午後 2 時 45 分～ 第 3 会議室 ※全員が午後 2 時 40 分集合 説明者：株式会社●● (本社／東京都港区) 【参考資料配布】 資料の説明はありません。質問も受け付けません。少しだけ触れます。株式会社●●は、令和 5 年度から湯梨浜町プロフェッショナル人材マッチング事業を受託し、町内の事業者さんに対して、副業や兼業のプロ人材の活用を推進しておられます。一見、商工業者が中心と思われる

		がちですが、町内の農業者においても支援を実施されているようです。 本日配布の資料を基に、農業分野の情報を盛り込んだものを 7 月 10 日には配布説明される予定です。農業をされている方の抱えている課題への支援策の提案、事業拡大や新たな取り組みに向けた外部人材との連携機会の提案など、農業経営の持続や発展に貢献したいと考えておられます。 説明を聞かれることにより、皆さんご自身や周りの農業者への情報提供にもつながるかも知れません。配布の資料は、帰ってからご覧になって、7 月 10 日当日、説明を聞かれてご質問をお願いします。本日の質問は受け付けません。以上です。 ※当日定例総会後に、「互助会定期総会」を開催 互助会監査会は、7/3(木)13:30 から事務局にて実施 監事/②下田健一 委員、⑩倉本哲男 推進委員 (4) 7 月農家相談会の日程について、説明してください。 ○7 月農家相談会の日程について 7 月 17 日 (木) 午前 9 時～正午 担当：②下田健一 委員、③尾川寛信 委員、⑭河井勝重 推進委員 (5) 農地パトロール (一斉調査日) の日程について、説明してください。 ○農地パトロール (一斉調査日) の日程について 7 月 23 日 (水) 【資料 1 配布説明】 集 合 午前 8 時 30 分までに役場別館 1 階ロビー 出発式 午前 8 時 45 分～ 役場別館玄関前 調 査 午前 9 時～午後 4 時 30 分 (遅くてもこの時間には帰庁) ※班編成は、案のとおり決定し、班長を選出 (6) 農業者年金加入推進特別研修会の日程について、説明してください。 ○農業者年金加入推進特別研修会の日程について 8 月 4 日 (月) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 倉吉シティホテル ※正式通知未着 日程の確保をお願いします。 ※参考：昨年度の本研修会出席者 8 人 その他に事務局からありますか。 本日、定例総会閉会后、タブレット操作確認を実施します。班単位になるよう座席を移動して
	(議長) 事務局	
	(議長) 事務局	
	(議長) 事務局	
	(議長) 事務局	

5 閉会	(議長)	いただき、班単位で操作確認を実施、班単位で終了・解散とします。以上です。 その他に皆さんから何かございますか。 無いようですので以上で終わります。 皆さん、ご起立をお願いします。以上を持ちまして、令和 7 年度第 3 回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。お疲れ様でございました。 (閉会 午後 4 時 3 5 分)
------	------	---